(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道枝幸郡枝幸町岬町七三八番地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡清水町字清水五〇番二〇から同町字清水一一三番一七まで	前	四〇・〇〇メートル	四六・四六〇キロメートル
	後	四〇・〇〇メートル	四六・四六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡清水町字清水一七番二から同町字羽帯一一三番一七まで	前	二九・六六～四三・八九メートル	〇・一九一キロメートル
	後	二九・六六～四九・五七メートル	〇・一九一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道上川郡清水町字清水五〇番二〇から同町字清水一三番一三まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道上川郡清水町字清水一七番二から同町字羽帯一一三番一七まで	〃

供用開始の期日　平成二十八年十月八日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一への執念。」との発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一の大会にする」との発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「選挙で示された国民の意思」との発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一暮らしやすい国」などとの発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

参議院

質問主意書転送

十月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

ゲノム編集技術の研究開発・規制に関する質問主意書（川田龍平提出）（第四号）

人事異動

内閣

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）判事　森冨　義明

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（十月五日）

国家公安委員会

警視総監　髙橋　清孝

辞職を承認する

（警察庁警備局長）警視監　沖田　芳樹

警視総監に任命する（以上九月二十日）

警察庁

（近畿管区警察局長）警視監　石川威一郎

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　石川威一郎

辞職を承認する

（警察庁警備局外事情報部長）同　松本　光弘

警察庁警備局長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当））同　加藤　達也

警察庁警備局外事情報部長を命ずる

（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　鶴谷　明憲

近畿管区警察局長を命ずる

（警察庁刑事局刑事企画課長）同　髙木　勇人

警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）兼生活安全局付を命ずる

（警察大学校副校長）同　白川　靖浩

警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当）を命ずる

（内閣府大臣官房審議官（死因究明担当）兼死因究明等施策推進室長）内閣府事務官　相浦　勇二

警視監に任命する

警察大学校特別捜査幹部研修所長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長）警視監　大賀　眞一

警察庁刑事局刑事企画課長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付）同　中村　格

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長事務取扱を命ずる（以上九月二十日）

法務省

（京都地方検察庁検事）検事　圓山　貴久

辞職を承認する（九月三十日）